

## 令和元年第4回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和元年5月15日(水)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年5月15日(水) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和元年5月15日(水) 午前9時50分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 9番 谷 口 康 之

- ◎ 欠席議員 な し

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西 山 和 夫
副 町	長	大 野 樹
総務企画課	長	小 田 島 伸 二
生活福祉課	長	鳴 海 英 人
生活福祉課	主幹	永 田 吉 雄
税務会計課	長	佐 藤 辰 治
産業振興課	長	西 野 俊 一
地域創生推進室	長兼	三 原 知 明
ものづくり推進室	長	
建設水道課	長	佐 藤 和 人
教 育	長	本 間 茂 裕
学校教育課	長	帰 山 亮 一
社会教育課	長	松 本 泰 行
知内高等学校	事務長	長 谷 川 将 之
学校給食センター	長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員		西 内 貞 治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森 永 茂
議事係	長	筒 井 俊 介

## 令和元年第4回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和元年5月15日(水) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 1番、五十嵐捷爾、9番、谷口康之
第2		会期の決定について
第3		議長の諸報告
第4	議案第1号	雪寒機械の購入について
第5	議案第2号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案第3号	町長、副町長の給料の特例に関する条例について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

令和元年第4回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和元年第4回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、五十嵐捷爾君及び9番、谷口康之君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会議は本日1日に決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

### ◎ 議長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町長（西山和夫）

議員の皆様には大変お忙しい中、令和元年知内町第4回臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案3件であります。

各議案について、ご説明をさせていただきます。

議案第1号の雪寒機械の購入については、5月10日に入札を実施し、UDトラックス北海道株式会社函館支店と仮契約をしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、本年10月に引上げ予定をしております消費税に合わせて、介護保険料の軽減強化を図る介護保険法施行令等の改正により条例の一部を改正するものであります。

議案第3号の町長、副町長の給料の特例に関する条例については、5月10日付で職員の懲戒処分の公表を致しました。職員の不祥事案に対し、町民皆様に対する謝罪と社会的信用回復を目的に給料の減額措置を行うものであります。

議案の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

## ● 議案第1号 雪寒機械の購入について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『雪寒機械の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第1号、雪寒機械の購入について。

次のとおり雪寒機械を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記、1と致しまして、品名、雪寒機械。2、購入価格、2,959万円。3、購入先、北斗市七重浜8丁目13番24号、UDトラックス北海道株式会社函館支店、支店長田中春雄。4、納期、契約の日から令和2年3月27日です。詳細につきましては、説明資料見出しナンバー2、建設水道課資料をお開きください。事業名、雪寒機械更新。事業概要、除雪トラック（7t級4×4ダンプ型、ワンウェイプラウ及び路面整正装置付）。入札日ですが令和元年5月10日。仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8番（山田顕人）

今、仮契約で2,959万ということで、予算的に3,500万見てたんですけども、他に何かかかる経費はあるんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

備品購入自体については、これで全てタイヤ等も含めまして、全て含んでおります。その他これにかかる経費につきましては、次回の第2回定例会で補正させていただきたいと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

課長の説明で納期が令和2年3月ということで伺ったんですけども、現実問題として今、これやるとしたら冬に使うような形のものだと思うんですけども、その辺について冬になった場合、間に合うのかなと思うんですけど、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。当初予算組む段階で、北海道及び業者の方から納入についていろいろと町の方で聞き取りしております。除雪トラックにつきましては、メーカーさんの方で製造致しまして、その後ダンプ装置及び前につきますプラウにつきましては、別業者が製作して取り付けるような形になっておりまして、最低でも10か月程度かかるという形でお話をいただいております。今シーズンにつきましては、今あります現有の古いダンプで除雪致しまして、シーズン終わった後に納入という形になってしまうような状況であります。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

ということは、古いやつを使うとは車検を取って。古い方の車検はいつが車検日なんですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。はっきりした月数までは記憶にないんですけども、一応10月だったと考えております。それで今、当初予算にはそういう形の中で現有の古いダンプの除雪費も予算計上させていただいております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは議案第2号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。次のページです。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。知内町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。今回の介護保険条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出し番号1、生活福祉課1ページをお願いします。平成27年度から消費税による公費を投入して低所得者の保険料を軽減しておりますが、本年10月の消費税率の引き上げに合わせて、更に保険料の軽減強化を図るものです。改正の根拠ですが、平成31年3月29日公布、同4月1日施行の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正によるものです。軽減対象となる方は、所得区分が第1段階から第3段階の方が対象となります。所得区分並びに対象見込人数は記載のとおりでございます。軽減割合は、保険料基準額の年額63,600円に対し、第1段階の方で0.45から0.375へ。第2段階は0.75から0.625へ。第3段階が0.75から0.725へと引き下げられるものです。次のページには新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。議案に戻りまして、附則ですが施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。経

過措置ですが、2、この条例による改正後の介護保険条例第4条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

軽減する、非常に町民は助かりますよね。良いと思うんです。ですけどもね、金額的に全体でどのくらいの金額が支出するような形なんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず第1段階の方につきましては、306名おりまして146万9千円程が減額になる予定です。それから第2段階につきましては、256名の方がおりまして204万8千円の影響額があると思われます。それから第3段階につきましては、156名で25万円程度。合計合わせまして、総体で376万7千円の減額になるというふうに見込まれております。ただ対象者数につきましては、まだ所得の確定がしておりませんので、あくまでも平成30年度の対象者数ということで、ここに記載されております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

この375万の他に、まだ軽減している部分はあるんですよね。その以前から軽減している部分があると思うんですけれども、その合計で教えていただきたいと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。平成27年度から30年度につきましては、この下の軽減割合という表のところを見ていただきたいんですが、0.45ということなんですが本則は0.5なんです。それで27年度から、これを0.45まで軽減してるということで、その部分が28,600円。平成30年度では、第1段階の方からいただてる形になります。ですから、これが0.5ということなんで本則31,800円のもの、27年度から30年度までは28,600円まで軽減してたということになります。人数等につきましては今、ちょっと抑えておりませんので。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございせんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第3号 町長、副町長の給料の特例に関する条例について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、議案第3号、『町長、副町長の給料の特例に関する条例について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長

### ◎ 副 町 長 (大野 樹)

議案第3号、町長、副町長の給料の特例に関する条例について。

町長、副町長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

次のページをお開きください。今回の条例について説明致します。

第1条は趣旨で、この条例は、町長、副町長に対して支給する給料の減額に関し必要な事項を定めものであります。

第2条は減額で、町長、副町長の月額給料を減額して支給するもので5月に限り、当該月額額の100分の10をそれぞれ減額するものです。

今回、上程させていただきました理由について説明をさせていただきます。

職員の不祥事案について、地方公務員法第29条の規定に基づき、懲戒処分を行いました。処分は5月10日付で、職員の所属部署は生活福祉課の一般職員男性24歳です。当該職員は平成29年から平成30年の2ヵ年度、私的な経費に充てるため生活福祉課が所管する団体の会計から24回に渡り478,105円を着服し、全体の奉仕者たるに相応しくない非行があったことから懲戒免職と致しました。職員の法令遵守及び服務規程の徹底については、これまでも厳正に対処して参りましたが、今後も更に厳しく指導徹底を図って参りたいと思っております。今回の事案は、就任前ではありますが町民の皆様に謝罪し社会的信頼を損ねたことに対し、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

次に附則ですが、この条例は、公布の日から施行する。2項として、町長の給料の特例に関する条例(平成29年条例第18号)は、廃止する。以上、よろしくお願いを致します。

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

### ◎ 9 番 (谷口康之)

今の副町長の説明でわかったんですけども、新聞にも載りましたので大変残念な結果かな

と思うんですけども。これに関してですね、やはりうちの町としてもですね、先程副町長の説明を受けたんですけども、これからのことを考えますとやっぱりこういうものを防ぐ為の、やっぱり再発防止の為の、庁内のいろんな形の制度とか企画とか改革が必要だと思ってるんですけど。その辺についても、これからの町の考え方があるようだったら、お知らせ願いたいと思います。それからもう1つですね、本人は金額的なものもそうでしょうけども、何故そういう形のものに手を付けてしまったのか。その理由があるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

まず、今後の対応ということですけども、これまでも各種団体等の公金の取扱いにつきましても、通帳、印鑑の管理ということで、各担当課長が徹底し管理してきた訳ですけども、今後は年2回の定期的な点検、確認をするということをやまず1点、打合せをしてございます。その後、2点目としまして、退庁時、昼休み時にも通帳、印鑑の保管場所に鍵を掛ける等を徹底させていきたいということで今、考えております。それから今回の事案につきましては、当該職員につきましては遊興費に充てたということになっておりますので、これをその時点で確認出来なかったというのは管理責任もあるんですけども、大変申し訳なく思っております。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部終了しました。これにて会議を閉じます。

令和元年第4回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（ 閉会 午前9時50分 ）